

## 第5号議案

### 信州ブレイブウォリアーズ後援会 会則 (対照表)

改正前	改正後
<p>第20条 (会費)</p> <p>会費は入会金及び年会費として次のとおりとする。年会費は複数口の加入を妨げないものとし、入会金は年会費の口数に関わらず定額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個人・個人事業者会員 入会金 3,000円 年会費 1口 1万円</li><li>・法人会員 入会金 3,000円 年会費 1口 3万円</li><li>・サポートショップ会員 入会金 3,000円 年会費 1口 1万円</li></ul> <p>なお、新規会員は入会金として金3,000円を納入するものとする。</p> <p>2. 会費は、本会事務局へ納入するものとする。</p> <p>第21条</p> <p>この会則に定めるもののほか必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。</p>	<p>第20条 (会費)</p> <p>会費は入会金及び年会費として次のとおりとする。年会費は複数口の加入を妨げないものとし、入会金は年会費の口数に関わらず定額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個人・個人事業者会員 入会金 3,000円 年会費 1口 1万円</li><li>・<b>高校生(18歳)以下</b> <b>年会費 1口 5千円</b></li><li>・法人会員 入会金 3,000円 年会費 1口 3万円</li><li>・サポートショップ会員 入会金 3,000円 年会費 1口 1万円</li></ul> <p><del>なお、新規会員は入会金として金3,000円を納入するものとする。</del></p> <p>2. 会費は、本会事務局へ納入するものとする。</p> <p>第21条</p> <p>この会則に定めるもののほか必要な<b>規程</b>、細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。</p>